

茨 監 第 4 0 8 号
平成 2 4 年 9 月 6 日

様

茨木市監査委員	美	田	憲	明
同	伊	藤	真	紀
同	下	野		巖
同	大	野	幾	子

茨木市職員措置請求に関する監査の結果について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき平成 2 4 年 7 月 1 8 日付けで提出された標記の請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第1 茨木市職員措置請求（以下「請求」という。）の受付

1 請求人

住所（略）

氏名（略）

（請求人は7人である。）

2 茨木市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出

措置請求書の提出日は、平成24年7月18日である。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書による請求の要旨及び措置要求は次のとおりである。

（1）請求の要旨

茨木市長は、香川県小豆郡池田町（現小豆島町。以下同じ。）の山林573㎡の適法、適正管理を怠っており、怠っていることの違法確認とその是正を求める。

そのために生じた拡大中の損害を山本末男、野村宣一他職員に市に支払わせるよう求める。

また、今後その必要な管理料支払いは止めるよう求める。

平成14年10月11日付の茨木市職員措置請求に対する監査の結果について（通知）「茨監第554号」にて付記されている早期の改善要望は今も実行されていない。

前回の監査請求と監査結果

前回の監査請求と監査結果（平成14年12月6日付け茨監第554号。以下「平成14年の監査結果」という。）から10年間に及ぶも改善されず放置され続けている。

今回の監査請求に至る事実関係について

平成23年11月16日に香川県小豆郡池田町の山林573㎡の利用状況及び現況の判るものを情報公開請求した。

この情報公開に対して寄付収受調査時の写真が公開されたが公開請求の趣意が確認できないので、改めて平成24年1月23日付にて平成14年10月11日に監査請求した書類のコピーとそれに対する監査結果報告書を添付して再度情報公開請求を行った。

平成24年2月6日付「茨総務第001205号の公文書公開決定通知書」を平成24年5月14日10時に情報公開室にて開示を受けるとともに、開示書類の一部分のコピーを受領した。

当日の開示に立ち会った総務課課長代理松本吉史、総務課管財係伊藤祐介の説明によれば、「平成13年5月8日に現地調査に行った後、利用の検討も現地調査も一切行っていない」、管理の名目で「高松観光開発株式会社に年間30,082円を平成19年度からは48,132円を支払っている」のみである。したがって管理費として金員を支払っているものの、十分な管理がなされているかも不明な状態である。

(2) 措置要求

平成15年度から18年度までは年間30,082円が19年度からは年間48,132円が管理費として支払われていて、平成14年12月6日の監査結果報告以降茨木市長が違法・適正な管理を怠ったことによる茨木市の損害金は判明している合計金額36万988円が茨木市の受けた損害金であり市長は当時の市長である山本末男に対しては15年度から16年度までの損害金6万164円を野村宣一については17年度から23年度までの30万824円を茨木市に返還させるよう命じることを要求する。

平成24年度以降については本物件の利用が確定するまでは支払いを差止める措置をとる勧告を求める。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査

地方自治法第252条の43の規定により、当該請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

(4) 措置請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）

平成23年11月16日付公文書公開請求書	1 枚
平成24年 1 月23日付公文書公開請求書	1 枚
平成14年10月11日付茨木市職員措置請求書	2 枚
茨監第554号平成14年12月6日付監査結果通知書	9 枚
平成24年 2 月6日付茨総務第001205号公文書公開決定通知書	5 枚
支払命令書（1枚）旅費請求内訳書（3枚）支払明細書（1枚）	5 枚
高松観光開発株式会社への「管理共益費」の支払関係書類	6 枚

4 請求の要件審査

地方自治法第242条第2項の規定では、監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないと定められているが、同条第1項に規定する「怠る事実」に係る請求については法律上の期間制限はない（最高裁 昭和53年6月23日）とされている。請求の内容について、1年を途過しているものがあり、請求人が主張する「怠る事実」の有無については、監査の過程で判断することとし、その他の所定の要件は備えているものと認め受理した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は個別外部監査契約に基づく監査によることを求めているが、茨木市においては個別外部監査契約に基づく監査に関する条例が制定されておらず、地方自治法第252条の43第1項の適用はない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容から、寄附を受けた香川県小豆郡小豆島町池田字段山5596番134の土地（以下「本件土地」という。）について、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかどうかを監査対

象事項とすべきものとした。

2 監査対象部課

総務部 総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員の陳述聴取

- (1) 措置請求書及び事実証明書の内容に関して、関係書類の提出を求め、調査した。
- (2) 平成24年 8 月 8 日に、請求人に対し地方自治法第242条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人 7 人のうち 2 人の出席を得て実施した。請求人は、陳述書を提出し、陳述において請求の要旨の補足を行った。
- (3) 平成24年 8 月 8 日に、関係職員（総務部長、同部理事兼総務課長、同課参事兼管財係長）から陳述の聴取を行った。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 本件土地について

本件土地は、平成 4 年12月 8 日付け寄附を原因として同年12月10日に茨木市への所有権移転登記がされている。

(2) 監査対象経費について

本件土地は、高松観光開発株式会社（香川県小豆郡小豆島町池田5596番231以下「会社」という。）が運営している小豆島ヴィラ別荘地（以下「別荘地」という。）内の分譲区画地である。小豆島ヴィラ別荘地管理共益規定により、会社が別荘地の維持管理として、別荘地内の樹木及び庭石の保全、盗難及び火災の警戒、道路及び付帯施設の保護及び補修、水道施設及び消火栓の維持管理、街路灯の維持管理及び電気料の支払い、衛生管理、諸連絡を行い、分譲区画所有者は管理共益費を分担するものとされている。平成15年度以降に本件土地に関し支出し、又は支出を予定する管理共益費（措置請求書の第 3 5 . に記載された合計金額360,988円及び第 3 6 . に記載された平成24年度以降分。以下「本件費用」という。）は、別表のとおりである。

（別表）

年度	支出命令番号（伝票番号）	支払日	支出金額（円）
平成15年度	010576824	平成16年4月15日	30,082
平成16年度	010575305	平成17年4月15日	30,082
平成17年度	010601179	平成18年4月28日	30,082
平成18年度	010593338	平成19年4月27日	30,082
平成19年度	010601047	平成20年4月15日	48,132
平成20年度	0900000463-00-01	平成21年4月27日	48,132
平成21年度	0900000777-00-00	平成22年4月26日	48,132
平成22年度	0900000896-00-01	平成23年4月25日	48,132

平成23年度	0900000642-00-00	平成24年4月25日	48,132
平成24年度	支出負担行為(伝票番号) 0500001034-00-00	(未執行)	(未執行)

(3) 現地調査について

平成24年8月17日、監査委員事務局職員が現地調査を行った。その報告によると、本件土地について、不法占拠や侵奪は見当たらず、何らかの財産的損失を被っているような事実は確認できなかったこと、また、別荘地内の分譲区画地について、相続を除けば、所有権の移転はほとんどないとのことである。

(4) 平成14年の監査結果について

平成14年の監査結果の付記として、「池田町の土地については平成12年12月での市民海の家廃止以降、代替用地とする予定もなくなった。したがって、早い時期において、市民の理解が得られるよう適切な対応をされること」を市長に対して要望している。

関係人の陳述によれば、市は、池田町へ本件土地の譲渡を打診したが、池田町での収受は不可との回答であった。また、それまで年2回、職員が出張で対応していた草刈を廃止し、管理費用を削減した。さらに、本件土地の効果的な活用方法についての検討を続け、不動産鑑定士にも相談し、売却処分へ向けての方策を検討しているとのことである。

2 監査委員の判断

請求人は、違法又は不当に本件土地の管理を怠っており、本件費用の返還及び支出の差し止めを求めるものである。そこで、本件土地について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかどうかについて検討する。

地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実とは、公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等（昭和38年12月19日行政実例）をいうとされている。

本件土地については、前述の監査委員事務局職員による現地調査の報告において、このような公有財産の財産的価値を損なうような不法占有などは見受けられない。

また、管理共益費の支払いによって、別荘地全体の維持管理が行われ、ひいては本件土地の財産的価値を維持・保全することにつながり、必要な財産管理が行われているといえる。

したがって、本件土地について違法又は不当に財産の管理を怠る事実は見受けられない。

よって、本件費用のうち平成22年度分までの管理共益費の支出については、監査請求の期間を途過していることから、却下とする。

1年以内の行為である平成23年度分の管理共益費の支出は、当該年度で計上された予算に基づき会計の手続きが適法・適正に進められており、違法性・不当性はなく、市に損害を与えたとは認められない。

また、平成24年度分以降の管理共益費の支出について、これを違法又は不当とする新たな事情は認められないことから、差し止めるべき事由はない。

以上、請求人の主張には理由がなく、措置する必要はないものと判断する。

付 記

平成14年の監査結果に付記されている要望を踏まえた取り組みについては、着実に進められるよう市長に対して強く要望したことを付言する。